

平成 7 年

家内労働のしおり

労働省 婦人局

は し め に

労働省では、家内労働法の周知徹底を図るため、昭和46年以来、家内労働法が制定された5月に、毎年、家内労働旬間（5月21日から31日まで）を設け、広報活動、監督指導をはじめ、多角的な活動を集中的に実施しています。

本年は、「家内労働手帳 渡して築く 互いの信頼」をスローガンに掲げ、広く法の周知を図るとともに、委託者に対しては監督指導、集団指導等を通じて法の遵守を促し、家内労働者に対しても効果的な方法により、法を浸透させることとしています。

また、委託者及び家内労働者自身も、この機会に家内労働手帳、就業時間、工賃、安全衛生等家内労働法の内容についての認識を深めるとともに、その遵守状況について点検を行うこととしています。

この「しおり」が家内労働についての認識を深めて頂くための一助となれば幸いです。

平成7年

労働省婦人局

目 次

家内労働時間実施要綱	1
家内労働の現状	4
家内労働対策の概要	19
1 家内労働手帳の普及について	19
2 工賃支払の確保等について	20
3 最低工賃の決定について	20
4 安全及び衛生の確保について	21
5 労災保険特別加入制度について	22
6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について	28
家内労働法のあらまし	30
(参考)	
1 産業安全衛生施設等設備貸付	39
2 家内労働関係年表	41
3 伝票式家内労働手帳のモデル様式	47

平成7年 家内労働旬間実施要綱

1 趣旨

労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定、安全衛生の確保など家内労働法に基づく対策を推進してきたところである。

家内労働は、今日の我が国経済活動の一端を担っており、衣服、電気機械器具、織物、雑貨などの製造加工等の業務に約63万人の家内労働者やその同居の親族が従事している。

家内労働については、製造業者等から家内労働者に至る発注経路は複雑であり、さらに、家内労働を行う作業場所が家内労働者の自宅等に分散していることなどのため、委託者及び家内労働者に対し、法の趣旨・内容が十分には浸透しにくい状況にあり、今なおその労働条件の改善は遅れがちである。

このため、本年は、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を一層促進させるため、「家内労働手帳 渡して築く 互いの信頼」をスローガンとして、家内労働手帳の交付の徹底による委託条件の明確化及び適正な工賃支払の確保を図ることとし、家内労働法が制定された5月を記念して、家内労働旬間を実施するものとする。

2 スローガン

「家内労働手帳 渡して築く 互いの信頼」

3 期 間

5月21日～31日

4 主 唱

労 働 省

5 協力を依頼する機関・団体

国の関係行政機関、地方公共団体、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体、報道機関、その他

6 実 施 事 項

(1) 労働省の行う事項

- イ 委託者、家内労働者等に対する各種資料の配布
- ロ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活動
- ハ 委託者に対する監督指導と集団指導の実施
- ニ 家内労働者に対する指導と相談の実施
- ホ 地域別関係行政機関連絡会議の開催
- ヘ 最低工賃の周知
- ト 家内労働関係優良委託者、委託者団体等の表彰
- チ 「インチキ内職」による被害防止のための広報

(2) 委託者の行う事項

- イ 家内労働法の遵守状況の点検
 - (イ) 家内労働手帳の交付と記入
 - (ロ) 家内労働における災害防止のために必要な措置の実施
 - (ハ) 最低工賃の遵守
 - (ニ) 委託状況届の提出その他家内労働法の遵守

- ロ 家内労働における災害防止と家内労働者の健康管理のための指導援助

- ハ 労災保険特別加入の促進のための指導援助（加入対象作業を委託している場合）

(3) 家内労働者の行う事項

- イ 家内労働手帳の受領と記入事項の確認

- ロ 家内労働における災害防止措置と健康管理の実施

- ハ 労災保険特別加入制度への加入（加入対象作業に従事している場合）

家内労働の現状

労働省では、家内労働の実態を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、平成6年10月に全国的に家内労働の概況調査と工賃、就業時間等の実態調査を実施した。これらの調査結果から最近の家内労働の現状をみると次のとおりである。

I 家内労働の概況

1 家内労働従事者

(1) 家内労働に従事している者は65万7,300人

家内労働に従事する者の総数は65万7,300人であり、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、電気機械器具部品、紙加工品及び皮革製品などの製造加工等に従事している「家内労働者数」は62万6,600人であり、また、家内労働者の同居の親族であって家内労働者とともに仕事に従事している「補助者数」は3万700人である（表1）。

なお、家内労働従業者数は前年に比べると8万7,700人の減少（前年比11.8%減）である。

(2) 女子の内職が圧倒的に多い

家内労働者数を男女別にみると、男子が4万900人であるのに対し、女子は58万5,700人と圧倒的に多く、全体の93.5%を占めている（表1）。

前年に比べると男子は4,000人の減少であり、女子は7万9,700

表1 業種別家内労働従業者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

業 種	家内労働 従業者数 (総数)	家 内 勞 働 者 数							補助者数	委託者数	代理人数
		計	男 女 別		類 型 別						
			男	女	専 業	内 職	別 業				
合 計	人 657,272	人 626,617	人 40,870	人 585,747	人 35,593	人 585,011	人 6,013	人 30,655	人 42,833	人 2,591	
食 料 品	7,833	7,599	236	7,363	20	7,560	19	234	340	30	
織 維 工 業	68,282	59,819	9,432	50,387	9,499	46,013	4,307	8,463	6,129	489	
衣服・その他 の繊維製品	244,449	237,275	8,122	229,153	9,734	226,735	806	7,174	17,998	785	
木材・木製品 家具・装飾品	6,912	6,543	796	5,747	468	6,036	39	369	495	26	
紙・紙加工品	27,614	26,692	825	25,867	289	26,398	5	922	1,928	142	
印刷・同関連	15,644	15,172	592	14,580	555	14,580	37	472	1,751	51	
ゴム製品	18,143	17,108	1,333	15,775	954	16,118	36	1,035	854	29	
皮革製品	15,744	13,554	3,831	9,723	4,341	9,185	28	2,190	1,354	83	
窯 業 ・ 土石製品	7,150	6,341	1,068	5,273	1,063	5,265	13	809	583	7	
金属製品	10,144	8,781	2,387	6,394	1,847	6,896	38	1,363	1,119	20	
電気機械器具	122,986	120,032	4,594	115,438	1,444	118,344	244	2,954	5,177	571	
機械器具等	27,018	25,536	2,507	23,029	1,395	24,025	116	1,482	1,554	135	
その他 (雑貨等)	85,353	82,165	5,147	77,018	3,984	77,856	325	3,188	3,551	223	

人の減少である。

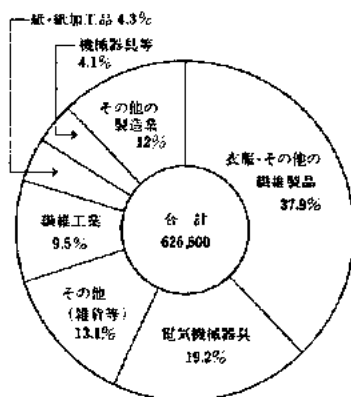
これを類型別にみると、家庭の主婦などが従事する「内職的家内労働者」が58万5,000人で全体の93.4%を占め、世帯主が本業として従事する「専門的家内労働者」が3万5,600人で5.6%であり、農業や漁業の従業者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が6,000人で1.0%となっている。前年に比べると、内職的家内労働者は7万8,000人減、専門的家内労働者は4,300人減となっており、副業的家内労働者は1,300人減となっている。

(3) 繊維、電気機械器具、雑貨関係に多い

家内労働者数を業種別にみると、衣服の縫製などの「衣服・その他の繊維製品」が23万7,300人（構成比37.9%）、ラジオ・テレビ・音響機器部品のコイル巻き・組立て・ハンダ付けなどの「電気機械器具」が12万人（同19.2%）、玩具、漆器、人形、造花、洋傘などの「その他（雑貨等）」が8万2,200人（同13.1%）、繊維工業が5万9,800人（同9.5%）となっており、全体の約8割をこれらの4業種で占めている（表1、図1）。

表2により業種別に家内労働者数を前年と比較して

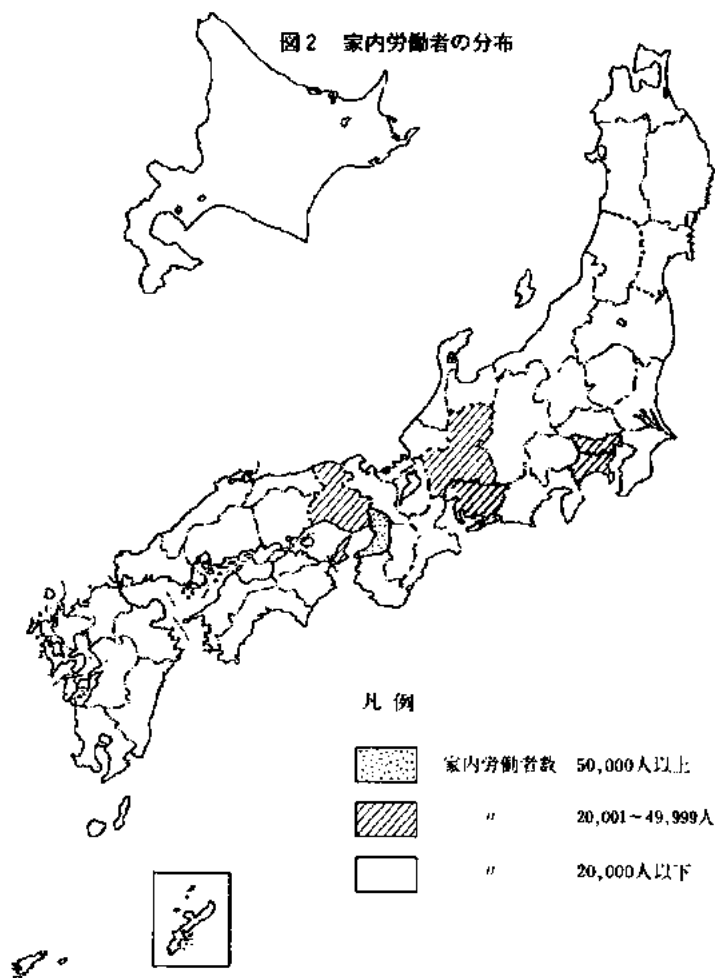
図1 業種別家内労働者構成比



みると、ほとんどの業種において減少している。減少した主な業種は「繊維工業」の2万8,400人減、「電気機械器具」の2万600人減、「その他（雑貨等）」の1万600人減となっている。

(4) 都道府県別では、大阪、東京、神奈川に多い

家内労働者数は都道府県別にみると、大阪が5万4,400人（構成比



8.3%)、東京が4万8,600人(同7.4%)、神奈川が4万3,000人(同6.5%)及び愛知が3万8,900人(同5.9%)となっており、これら4都府県で全国の約3割を占めている(表3、図2)。

2 委託者および代理人

(1) 委託者数は4万2,800

家内労働者に仕事を委託する委託者の数は4万2,800で前年に比べ5,100減となっている(表1)。

委託者の内訳は、製造及び販売業者が4万300であり、製造又は販売業者から自己の計算で製造、加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が2,500となっている。

これを業種別にみると、「衣服・その他の繊維製品」が1万8,000で全体の42%を占め最も多く、次いで「繊維工業」が6,100で14.3%、「電気機械器具」が5,200で12.1%となっている(表1)。

1委託当たりの平均家内労働者数は14.6人であり、これを業種別にみると、「電気機械器具」が最も多く23.2人、次いで「その他(雑貨等)」が23.1人、「食料品」が22.4人、「ゴム製品」が20.0人となっているのに対し、「金属製品」が7.8人、「印刷・同関連」が8.7人と少なくなっている。

(2) 代理人数は2,600人

委託者が多数の家内労働者や遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払などを行うことが、距離的、時間的にむずかしいことから、これ

らの業務を行わせるため家内労働者との間に代理人をおいている場合がある。

代理人の数は全国で2,600人となっており、業種別では「衣服・その他の繊維製品」が800人、「電気機械器具」が600人などとなっている（表1）。

表2 業種別家内労働者数の対前年増減数(率)及び主な家内労働業務

業 種 別	家 内 労 働 者 数				主 な 家 内 労 働 業 務
	5 年	6 年	増 減		
			人	率	
計	人	人	人	%	
食 料	710,200	626,600	△83,600	△11.8	珍味加工、昆布巻き、辛唐子の選別、みかんの皮むき、漬物用野菜選別
織 工	8,100	7,600	△500	△6.2	絹・綿・スフ・毛織物、ニット編立・かがり、ねん糸、しぼり
衣服・その他の繊維製品	88,200	59,800	△28,400	△32.2	洋服・和服縫製、スカーフ・ハンカチーフかがり、タオル
材 料	242,100	237,300	△4,800	△2.0	ホーム加工、足袋縫製、刺しゅう
木 製 品	8,200	6,500	△1,700	△20.7	竹細工、鏡台、民芸品研磨・組立、玉のれん、簪加工
家具・装飾品	34,600	26,700	△7,900	△22.8	紙袋貼り、紙箱組立、化粧紙包装、りんご・梨袋、荷札加工
紙 ・ 紙 加 工 品	16,200	15,200	△1,000	△6.2	箋餅(かがり版)、タイプ、製本、雑誌付録折りたたみ、ワープロ入力
印 刷 ・ 同 梱 運	18,700	17,100	△1,600	△8.6	ゴム製はきもの縫製・接着、ゴム製品型抜き・バリ取り、ゴム紐袋結
ゴ ム 製 品	15,200	13,600	△1,600	△10.5	革靴、革手袋、袋物(ハンドバック、サイフ、定期入れ)、かばん(トランク、ランドセル)
皮 革 製 品	6,900	6,300	△600	△8.7	陶磁器(生地、絵付け、焼成)、タイル、ガラス、すずり
窯 業 ・ 土 石 製 品	9,800	8,800	△1,000	△10.2	洋食器・刃物研磨、軽便カミソリ組立、金属プレス加工、打はく
金 属 製 品	140,600	120,000	△20,600	△14.7	テレビ・ラジオ・音響機器部品コイル巻き・組立・プリン
電 気 機 械 器 具	28,600	25,500	△3,100	△10.8	ト基板組立、クリスマス電球組立、組立 眼鏡枠研磨、時計バンド組立、銅器彫金、自動車部品バリ取り・研磨、卓上タイプライター部品加工・組立
機 械 器 具 等	92,800	82,200	△10,600	△11.4	玩具・造花・フラスナー・漆器・洋傘・ボタン・ござ・ソロバン・ライターの加工・組立

表3 都道府県別家内労働従事者数(総数)、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

事 項 別 都道府県名	家内労働 従業者数	家 内 勞 働 者 数	補助者数	委託者数	代理人数
	人	人	人		人
北海道	7,753	7,693	60	531	0
青森	8,649	8,476	173	368	106
岩手	6,977	6,914	63	375	76
宮城	9,038	8,946	92	397	227
秋田	10,812	10,428	384	494	15
山形	14,794	14,508	286	702	105
福島	15,635	15,034	601	798	13
茨城	11,977	11,836	141	925	74
栃木	7,462	7,264	198	343	41
群馬	8,703	8,504	199	490	2
埼玉県	16,201	15,925	276	1,036	27
千葉県	9,277	9,226	51	418	63
東京都	48,550	45,700	2,850	5,440	20
神奈川県	42,953	42,624	329	1,237	192
新潟県	16,465	15,944	521	1,004	103
富山県	9,246	8,889	357	603	271
石川県	10,279	9,290	989	698	52
福井県	7,882	7,709	173	560	38
山梨県	7,802	6,973	829	763	64
長野県	17,283	16,657	626	873	44
岐阜県	35,531	32,007	3,524	2,465	53
静岡県	18,692	17,587	1,105	1,248	45
愛知県	38,905	36,475	2,430	2,740	25
三重県	18,407	17,870	537	1,280	20
滋賀県	9,901	9,370	531	532	31
京都府	18,900	14,674	4,226	1,003	109
大阪府	54,395	52,105	2,290	5,470	65
兵庫県	25,105	22,666	2,439	1,588	151
奈良県	10,296	9,961	335	967	15
和歌山県	9,212	9,009	203	749	0
鳥取県	5,843	5,763	80	227	136
島根県	7,791	7,738	53	477	13
岡山県	15,055	14,152	903	624	42
広島県	11,118	10,678	440	621	8
山口県	6,648	6,525	123	479	2
徳島県	4,617	4,566	51	208	37
香川県	8,852	8,359	493	490	137
愛媛県	13,874	13,315	559	870	13
高知県	4,053	3,911	142	260	22
福岡県	12,892	12,743	149	578	38
佐賀県	5,338	5,216	122	261	17
長門県	6,085	5,703	382	348	8
熊本県	6,666	6,522	144	336	19
大分県	3,597	3,520	77	183	6
宮崎県	6,826	6,766	60	250	28
鹿児島県	10,305	10,247	58	457	18
沖縄県	630	629	1	67	0
合 計	657,272	626,617	30,655	42,833	2,591

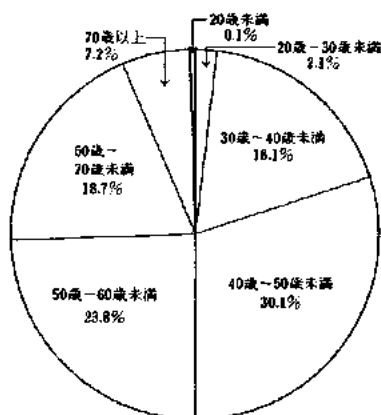
II 家内労働者の労働条件

1 平均年齢は50.5歳、平均経験年数は10.6年

家内労働者の平均年齢は、50.5歳となっており、これを男女別にみると、男子が59.0歳、女子が49.9歳となっている。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、図3のとおり「40歳～50歳未満」が最も多く30.1%、次いで「50歳～60歳未満」が23.8%、「60歳～70歳未満」が18.7%と、これら三つの階級で全体の約73%を占めている。

図3 年齢階級別家内労働者構成比



次に、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均年数は10.6年であり、これを男女別にみると、男子は21.7年、女子は9.9年となっている（表4）。

2 平均就業時間数は5.8時間、平均就業日数は19.6日

家内労働者の平均就業時間数は、1日5.8時間であり、平均就業日数は、1か月19.6日である。

これを男女別にみると、男子の就業時間数は、1日8.5時間、就業日数は1か月21.9日であるのに対し、女子の就業時間数は1日5.6時間、就業日数は1か月19.4日となっている（表4）。

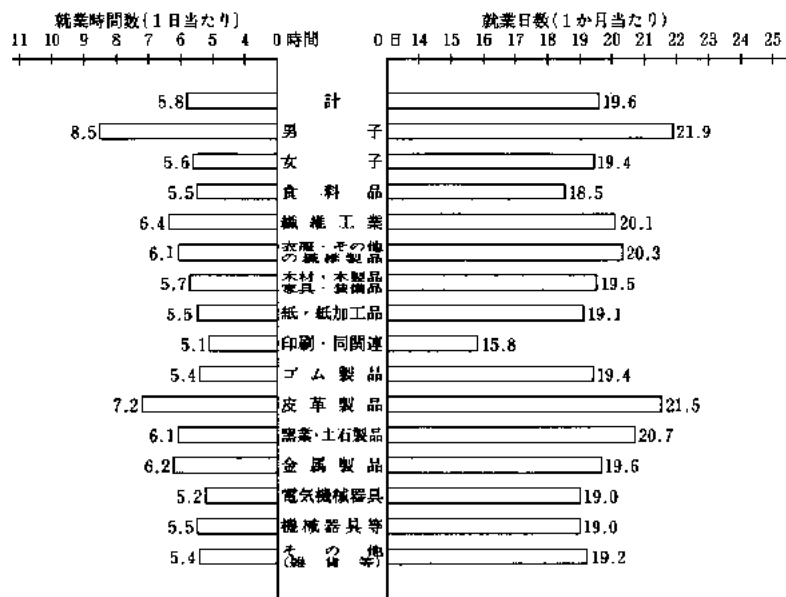
表4 家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較

区 分		性別	年 齢	経 験 (勤続) 年 数	1時間当 たりの工 賃・賃金 額	1か月当 たりの工 賃・賃金 額	1日当た りの就業 ・労働時 間数	1か月当 たりの就 業・労働 日数
家 内 労 働 者	家内労働実態調査 (平成6年9月分)	計	歳	年	円	千円	時間	日
		男子	50.5	10.6	478	53.5	5.8	19.6
		女子	59.0	21.7	865	172.1	8.5	21.9
		女子	49.9	9.9	452	45.5	5.6	19.4
雇 用 労 働 者	毎月勤労統計調査 (平成6年9月分) 製造業(規模5~29人)	計	—	—	—	297.2	—	21.6
		男子	—	—	—	323.9	—	21.8
		女子	—	—	—	188.2	—	20.8
	毎月勤労統計特別 調査 (平成6年7月分) 製造業(規模1~4人)	計	—	—	1,160	193.7	7.4	22.6
		男子	—	—	1,435	266.9	8.0	23.3
		女子	—	—	906	138.6	6.9	22.1
パート 労働者	賃金構造 基本統計調査 (平成6年7月分) 製造業(企業規模計)	女子	46.2	5.6	769	121.6	6.2	20.1

次に、業種別に平均就業時間数をみると、「皮革製品」が7.2時間、「繊維工業」が6.4時間と専業的家内労働者が比較的多い業種において長く、これに対し、「印刷・同関連」が5.1時間、「電気機械器具」が5.2時間と短くなっている。

また、平均就業日数をみると、「皮革製品」が21.5日、「窯業・土石製品」が20.7日と多く、これに対し「印刷・同関連」が15.8日、「食料品」が18.3日と少なくなっている(図4)。

図4 男女別、業種別1日当たりの平均就業時間数及び1か月当たりの平均就業日数



3 平均工賃額は1時間478円、1か月5万3,480円

家内労働者の1時間当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は478円であり、これを男女別にみると、男子が865円、女子が452円となっている（図5）。

また、業種別にみると、図5のとおり、「印刷・同関連」が792円と最も高く、次いで「金属製品」が741円、「皮革製品」が633円となっているのに対し、内職的家内労働者がほとんどを占める「食料品」が351円と最も低く、次いで「紙・紙加工品」が354円、「木材・木製品、家具・装備品」が393円となっている。

次に、1か月当たりの平均工賃額（必要経費を除く。）は5万3,480

円であり、これを男女別にみると、男子が17万2,095円、女子が4万5,455円となっている（図5）。

次に、1時間当たりの工賃額階級別に家内労働者の構成比をみると、「200円以上400円未満」が最も多く36.3%、これに次いで「400円以上600円未満」が29.0%、「600円以上800円未満」が10.8%となっている。「600円未満」の層の占める割合は、全体の77.3%であり、これを男女別にみると、男子が33.4%であるのに対し、女子は80.3%となっている（表5）。

図5 男女別、業種別1時間及び1か月当たりの工賃額

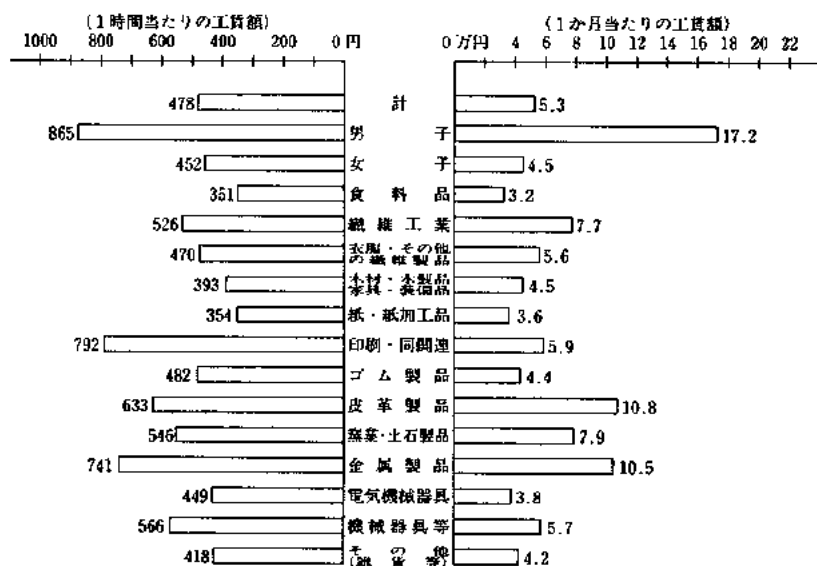


表5 1時間当たりの工賃額階級別家内労働者構成比

工賃額階級	計	男 子	女 子
計	100.0%	100.0%	100.0%
100円未満	1.3	0.9	1.4
100円～ 200円未満	10.7	5.0	11.1
200円～ 400円未満	36.3	15.5	37.7
400円～ 600円未満	29.0	12.0	30.1
600円～ 800円未満	10.8	19.6	10.2
800円～1,000円未満	4.5	13.0	4.0
1,000円～1,200円未満	2.7	10.0	2.3
1,200円～1,400円未満	1.2	7.8	0.7
1,400円～1,600円未満	0.7	5.8	0.4
1,600円～1,800円未満	0.5	2.3	0.4
1,800円～2,000円未満	0.0	0.4	0.0
2,000円以上	0.8	4.1	0.5
不 明	1.4	3.6	1.2

4 家内労働には危険有害なものもある

家内労働者の中には、プレス機械や動力織機等を使用する作業、鉛や有機溶剤を取り扱う作業、粉じん作業等の危険又は有害な業務に従事している者も相当数いる。

発生するおそれの高い災害としては、安全関係では、例えば、プレス機械、シャー等の工作機械を用いて行う金属製品等の加工中の手指の切傷、グラインダー等を用いて金属製洋食器や刃物の研磨中のと石の破裂による負傷、動力織機の回転部分への巻き込まれのための負傷などがあり、衛生関係では、接着剤、洗浄剤、塗料等に含まれている有機溶剤による中毒、グラインダー等を用いる研磨作業

や陶磁器の成型、焼成作業におけるじん肺、溶融した鉛を用いる刃物の焼入れ作業や陶磁器の絵付け作業における鉛中毒などがある。

家 内 労 働 災 害 事 例

被災者	性別	年齢	委託業務の内容	傷病名及び休業日数	発 生 状 況 (発生年)
家 内 者 労 働 者	女	59	織 物	左環指骨折 20日	織機を使用して作業中、たるんでいる糸を整えている際、誤って織機のボタンに指をはさまれて負傷したものの。 (平成3年)
家 内 者 労 働 者	女	67	織 物	腰 骨 骨 折 1か月	紋紙を取り替えるため、ジャカード台に上り、下りる際にはしごを踏みはずし、地面で腰を打ち、負傷したものの。 (平成3年)
家 内 者 労 働 者	男	59	雑 貨 加 工 (プレス)	右母指切断 20日	プレスでリールストッパーを加工中、誤ってペダルを踏んでしまい、出していた右手親指の先を挟み、負傷したものの。 (平成2年)
家 内 者 労 働 者	男	64	工 作 機 械 加 工	右小指挫傷 50日	フライス盤で作業中、カッターのカバーがずれて右小指をひっかけ、負傷したものの。 (平成元年)
家 内 者 労 働 者	男	65	洋食器加工 (プレス)	左肩峰突起 不全骨折 1か月	高さ54cmの踏み台を使用して作業場の電源スイッチを入れて踏み台から下りるとき、高さ28cmの中間台に下り損ね、セメント床に落ち、後方の柱の角で左肩を強打し、負傷したものの。 (昭和63年)
家 内 者 労 働 者	女	53	織 布	左示指挫創 11日	織機を使用して作業中、織機の織り前の部分（ローラー）と中のボタンに人差し指を挟まれ、負傷したものの。 (昭和63年)
家 内 者 労 働 者	男	28	金 属 加 工 (プレス)	左示指第一 関節切断 75日	12トンパワープレスにて曲げ加工中、被加工物が入りにくいため、光線式安全装置のボルトを緩めて安全装置を上に移動し作業したため、右手第二指がラム降下部分に入り込み、負傷したものの。 (昭和59年)

家内労働対策の概要

労働省では家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の対策を推進しています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の普及
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払等工賃支払の確保
- 3 工賃の低い家内労働者について、工賃の改善を図るための最低工賃の決定及び周知
- 4 危険又は有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保
- 5 特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止

1 家内労働手帳の普及について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するために基本となるものです。

このため、家内労働手帳の普及については、適正な手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導等を行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（参考3、しおり最終頁参照）を示して、家内労働手帳の広報に努めています。また、委託者団体に家内労働の実態に即

した家内労働手帳を一括印刷することなどについて、指導を行っています。

2 工賃支払の確保等について

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払いになったり、遅払いになったり、また、突然に仕事を打ち切られたりすると生活に困ることになります。

このため、工賃の支払確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働大臣又は都道府県労働基準局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

平成6年12月末日現在決定されているものは190件で、この最低工賃の適用を受ける委託者は18,554、同家内労働者は246,063人となっています。

業種別最低工賃決定状況

平成6年12月末日現在

業 種		決 定 件 数	適用委託者数	適用家内労働者数
織 維 産 業	ニット製造業	20 件	1,639	17,203 人
	織 物 業	13	1,564	15,304
	縫製業	既 製 服	58	7,362
		注 文 服	2	178
		和服その他	28	2,646
	そ の 他	3	105	547
	小 計	124	13,494	155,019
紙・紙加工品製造業		8	249	6,677
金 属 製 品 製 造 業		5	623	3,629
電気機械器具製造業		30	2,470	62,433
そ の 他		23	1,718	18,305
合 計		190	18,554	246,063

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具、原材料の中には、危険又は有害なものもあり、また多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くおそれがあります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する作業を伴う危険又は有害な業務に従事する家内労働者が多い産地を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対して、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要であるので、広

報活動等を通じて家内労働による災害の防止意識の高揚を図るとともに、委託者による自主的家内労働災害防止協議会の設置とその活動を促進しています。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業又は鉛作業に従事する家内労働者については、中央労働災害防止協会に委託し、実施している特殊健康診断により、疾病の早期発見と有害業務の実態把握に努めています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められるので、労災保険に特別加入できることとなっており、積極的にこれらの加入の促進を図っています。

(1) 労災保険特別加入とは

労災保険は、労働者が事業場などで工作中に災害にあって負傷したり、仕事の原因で病気になったりした場合に、その労働者や遺族に補償を行うために政府が設けた保険です。

この保険は、原則として労働基準法適用労働者を保護することを目的としたものですが、中小零細企業の事業主や大工、左官などの労働者以外の人々についても、特別に業務災害によるけがや病気について雇用労働者に準じて保護するため、特別加入制度を設けています。

家内労働者や補助者の場合、特定の作業に従事する者については、希望により労災保険に特別加入することができるようになっていきます。

(2) 特別加入できるのは

次の作業に従事する家内労働者又は補助者です。

イプレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤
又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、
布又は紙の加工の作業

ロ研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は
溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの
作業であって、金属製洋食器、刃物、パルプ又はコックの製
造又は加工に係るもの

ハ有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化
学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベル
ト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆
器の製造又は加工に係るもの

ニ粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若
しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若
しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業で
あって陶磁器の製造に係るもの

ホ動力により駆動される合糸機、ねん糸機又は織機を使用して
行う作業

ヘ木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しく

は竹製の食器の製造又は加工に係るもの

(3) 健康診断の受診

イ 家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」といいます。）で特別加入を希望し、下表左欄に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応じ、下表右欄に掲げる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時健康診断（以下「加入時健診」といいます。）を受ける必要があります。

ただし、中央労働災害防止協会等が行う特殊健康診断（検査項目、内容等が加入時健診と同様であり、かつ、加入申請前6か月以内のもの）を受けた家内労働者等については、加入時健診を受けたものと同様に取り扱われます。

ロ この診断の結果、有害物による中毒にり患している者等で療養に専念しなければならないと認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合には、特別加入はできません。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
1 粉じん作業を行う業務	3 年
2 身体に振動を与える業務	1 年
3 鉛業務	6 か 月
4 有機溶剤業務	6 か 月

(4) 特別加入の方法

家内労働者や補助者は、個人で労災保険に特別加入することはできません。必ず家内労働者や補助者が組織する団体を通じて、

特別加入することになります。この団体は、法律上事業主とみなされて保険料の納付などの労災保険事務を処理することとなるので、その基盤がしっかりとしたものでなければならないことになっています。

特別加入をしようとする家内労働者や補助者の団体は、都道府県労働基準局長に加入申請し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は1年（4月1日から翌年3月31日まで）ですが、毎年更新していくことができます。

(5) 特別加入が承認されると

団体は事業主とみなされ、団体の構成員である家内労働者や補助者はその団体に使用される労働者とみなされて、保険関係が成立しますが、その効果は次のとおりです。

イ 特別加入した家内労働者や補助者は、一般の労働者と同様に保険給付及び労働福祉事業としての特別支給金等を受けることができます。

ロ 保険料や保険給付額の算定の基礎となる額は、特別加入者の希望を聞いて都道府県労働基準局長が決めることになっています。

これを給付基礎日額といい、その額は3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円又は20,000円となっています（このほか暫定的に2,000円、2,500円、3,000円が認められています）

給付基礎日額は、休業補償給付など保険給付額算定の基礎になる

大切なものですから、特別加入者の実際の工賃収入額に見合った額であることが肝要です。保険料は給付基礎日額に対応する保険料算定基礎額に、作業の種類に応じて定められた保険料率(金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業は $\frac{18}{1000}$ 、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造加工の作業は $\frac{18}{1000}$ 、化学物質製、皮製若しくは布製の履物等の製造加工の作業又は合成樹脂製若しくは木製の漆器の製造加工の作業は $\frac{6}{1000}$ 、陶磁器製造の作業は $\frac{16}{1000}$ 、織機、合糸機又はねん糸機を使用する作業は $\frac{4}{1000}$ 、仏壇又は木製若しくは竹製の食器製造加工の作業は $\frac{18}{1000}$) を乗じて計算されます。保険料の納付義務者は団体です。

(6) 保険給付には

療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び傷病補償年金があります。

イ 療養補償給付

仕事によるけがや病気で、療養を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で療養を受けられます。これ以外の医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用の全額が支給されます。

ロ 休業補償給付

療養のため仕事をすることができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の60%が支給されます。

ハ 障害補償給付

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の313～131日分）又は一時金（給付基礎日額の503～56日分）が支給されます。

ニ 遺族補償給付

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して年金（給付基礎日額の245～153日分）又は一時金（給付基礎日額の1000日分）が支給されます。

ホ 葬 祭 料

仕事により死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して、280,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

ヘ 傷病補償年金

仕事によるけがや病気が療養を開始してから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級表に該当する場合には、年金（給付基礎日額の313～245日分）が支給されます。

(7) 労働福祉事業には

次の特別支給金などがあります。

イ 特 別 支 給 金

(イ) 休業特別支給金

療養のため仕事をすることができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の20%

が休業補償給付に併せて支給されます。

(ロ) 障害特別支給金

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて一時金（342～8万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

(ハ) 遺族特別支給金

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して300万円が支給されます。

(ニ) 傷病特別支給金

障害の程度に応じて一時金（114～100万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

ロ そ の 他

労災保険では、以上のほか、けがや病気をした者に対して義肢、義眼、眼鏡、車イスなどの支給、温泉保養などを無料で行っています。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、種々の名目で高い金額を支払わさせられる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料等を取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問

題にして買上げを拒否する。

- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額ぐらいの価格で売りつけ、工賃の取り決めはあいまいである。
- (3) あて名書きの内職で、報酬は通信販売用のダイレクトメールに対する商品の申込数に応じた歩合制で支払われることや、返還する旨の担保金を徴収し、業務をやめてもなかなか返還しない。

また、最近ではパソコンやワープロを使用して自宅で簡単にできる内職、という広告で講習料を取るもの、機械を売りつけるものなどが現れています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払等委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告にまどわされぬよう注意を喚起するため、報道機関の協力を得たり、関係機関との連携により被害の防止に努めています。

家内労働法のあらまし

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上とその生活の安定を図ることを目的として、家内労働者の労働条件の向上を図るうえで、もっとも基本的な事柄について定めています。

この法律の主な内容は、家内労働手帳制度、工賃支払いの確保、最低工賃制度、安全衛生の措置などです。

この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は、最低のことを決めたものですから、委託者も家内労働者も、この基準により労働条件を低下させてはならないことはもちろん、これよりもさらに向上させるよう努めなければなりません。

この法律では、家内労働者及び委託者の定義を次のように定めています。

家内労働者（法第2条②）

次の五つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）から委託を受けること。
（ 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。 ）
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等に従事すること。

（ 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者 ）
は家内労働者とはなりません。

3 業者の業務の目的物である物品の製造加工などを行うこと。

4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。

（ 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は ）
家内労働者とはなりません。

5 自己ひとりで、又は同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

委 託 者（法第2条③）

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）であること。（運送業者や建築業者は委託者とはなりません。）

2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。

（ 例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダル加工を委託するときは委託者とはなりません。 ）

3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品や附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。

4 家内労働者に直接仕事を委託すること。

（ 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合 ）
や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

(注) 平成2年3月31日付け基発第184号、婦発第57号により家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて、次の点が明確化されました。

- 1 原稿に従ったワープロ操作を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号をフロッピーディスクその他の外部記憶媒体（以下「フロッピーディスク等」という。）に保存する作業は、家内労働法にいう「加工」に該当するものであること。
- 2 フロッピーディスク等の提供又は売渡しがあった場合は、家内労働法にいう「物品」の提供又は売渡しがあったものとする

家内労働手帳（法第3条）

委託者が家内労働者に仕事を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日に当事者間の無用の紛争などが起こることがあります。

このようなことがないように、この法律では、委託者は家内労働者に家内労働手帳を交付し、記入すべきことを定めています。

委託者は、家内労働者に仕事を頼むときには、原材料などの物品を支給するときまでに、家内労働者の氏名、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、その他の委託条件等を記入した家内労働手帳を交付し、委託のつど、委託業務の内容、工賃単価、工賃の支払期日、納品の期日等を、物品の受領のつど、受領年月日、受領した物品の数量を、また工賃支払いのつど、支払年月日、支払工賃額を記入しなければなりません。

家内労働手帳は、様式が定められていますが、必要な事項を具備していれば定められた様式以外のもの（例えば伝票式のもの、参考3参照）でもさしつかえありません。

就 業 時 間（法第4条）

家内労働者は、だれからもその就業時間を管理されることがなくいつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就業すると健康を害したり、相互間の過当競争による弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

都道府県労働基準局長は、必要があるときは、審議会の意見を聞いて、家内労働者が業務に従事する時間の適正化を図るために、必要な措置をとることを委託者及び家内労働者に勧告できることになっています。

委託の打ち切りの予告（法第5条）

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然その仕事を打ち切られると大きな影響を受けることになります。

したがって、委託者は、同じ家内労働者に継続して6か月以上委託している場合で、業務の都合などによって委託を打ち切ろうとす

るときには、その家内労働者にただちにそのことを予告するように努めなければなりません。

工賃の支払（法第6条）

工賃の支払が遅れたり、全く支払われなかったりすると、家内労働者は生活に困ることになりますので、このようなことがないようにこの法律では、委託者の工賃の支払について、次のとおり定めています。

- 1 工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければなりません。

しかし、家内労働者の同意があれば、(1) 郵便為替での支払い、(2) 銀行など金融機関に対する預金や貯金口座への振込み、(3) 郵便振替口座への払込みや振替などによる支払でもよいことになっています。

- 2 工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

ただし、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

工賃の支払場所等（法第7条）

委託者は、工賃の支払い、原材料や製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

最 低 工 賃（法第8条）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聞いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者又は委託者を代表する者は、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、その家内労働者、委託者に適用される最低工賃の決定や現に適用されている最低工賃の改正又は廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全及び衛生に関する措置（法第17条）

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということとはできませんが、委託者が家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するために、委託者は、次のような措置を講じなければなりません。

- 1 プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。

- 2 安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。
- 3 モーター、バフ盤などについては覆いを取り付けること。
- 4 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- 5 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと。

以上のほか、家内労働者の危害防止のため、委託者が心がけなければならないこととして、

- 1 18歳未満の者や女子が、手押しかんな盤の取扱いの業務、鉛の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務等一定の危険又は有害な業務に従事しなければならないような委託をしないこと。
- 2 家内労働者が、危害防止のために安全装置やその他の設備を設置するとき、又は健康診断を受けるときには、それに必要な援助を行うよう努めること。

などがあります。

また、家内労働者も危害を防止するため、守らなければならないこととして、

- 1 一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、必要な保護具を使用すること。
- 2 発火性の物品等危険物を取り扱う場合には、定められた取扱い上の注意事項を守ること。

3 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を交付されたときは、作業場の見やすい場所に掲示しておくこと。

- ④ 家内労働者が自分で調達した有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を使用するときは、前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた5の措置を講じること。

などがあります。

以上のほか、危害防止のため、家内労働者が心がけなければならないこととして、

- 1 家内労働者が一定の機械器具を自分で調達するときには、委託者と同じような措置（前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた1、2、3の措置）を講じるよう努めること。
- 2 屋内作業場において、有機溶剤、鉛等を取り扱う業務及び研磨材を使用して動力により研磨する業務に従事する場合には、局所排気装置等を設置するよう努めること。

などがあります。

委託者や家内労働者がこのような措置をとらない場合には、都道府県労働基準局長や労働基準監督署長は、危険を防止するために、委託者又は家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止を命じたりすることができます。

届 出（法第26条）

委託者は、次の届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

1 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月30日までに、委託業務の内容や、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

2 家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者がけがをしたり、病気になったりして4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を、遅滞なく労働基準監督署に提出しなければなりません。

帳簿の備付け（法第27条）

委託者は、家内労働者各人別に、家内労働者の氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

申告（法第32条）

家内労働者及び補助者は、委託者にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、都道府県労働基準局又は労働基準監督署に申告することができます。

罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

また、委託者の代理人や使用人その他の従業者が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

(参考) 1 産業安全衛生施設等整備貸付の概要

(国民金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫)

中小企業における安全衛生施設の整備を金融面から援助し、もって労働災害を防止するための制度で、中小事業主に対し、機械の安全装置、保護具、換気装置等の施設の整備に必要な資金を長期かつ低利で貸付けます。

1 借入申請

借入れ申込みには、施設の設置を必要とする労働基準監督署長の証明書の添付が必要です。

2 貸付条件等

公庫名	国民金融公庫	中小企業金融公庫
貸付条件等	沖縄振興開発金融公庫	
融資対象者	家内労働法の対象となる委託者及び家内労働者	家内労働法の対象となる委託者
融資金額	6,000万円以内	6億円以内、ただし、特利限度は4億円
利 率	年4.3% (平成6年4月1日現在)	
融資期間	15年以内 (据置期間2年以内)	

3 融資対象施設

施設名	内容
全体換気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのあるガス、蒸気、粉じん等を発散する作業場に固定して設置するものに限る。
除じん用局所排気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのある粉じんを発散する作業場に固定して設置するものに限る。
ガス除去用局所排気装置	中毒又は障害に罹患するおそれのあるガス、蒸気等を発散する作業場に固定して設置するものに限る。
プレスの安全装置	

(参考) 2 家内労働関係年表

主な法令、審議会報告、組織等

- 昭和27. 3. 15 中央労働基準審議会 会長 山中篤太郎
建議「家内労働に関する法規を並行的に制定する必要があること」
29. 5. 21 中央賃金審議会 会長 赤松 要
「最低賃金制に関する答申」
32. 5. 25 臨時労働基準法調査会 会長 佐々木良一
会長代理 中山伊知郎
「労働基準法の改正の要否等に関する答申」
(当面とるべき措置)
11. 25 雇用審議会 会長 有沢広巳
「答申第一号」(第四 その他の措置)
12. 18 中央賃金審議会 会長 中山伊知郎
「最低賃金制に関する答申」
33. 11. 1 家内労働関係実態調査
～34. 3. 20
34. 4. 15 最低賃金法の制定
11. 12 臨時家内労働調査会設置
(委員)新井敏夫、石川吉右衛門、磯部喜一、江上フジ、江幡 清、大谷徹太郎、岡崎正男、勝木新次、加藤万吉、小池清一、佐々木秀一、末高 信、杉原行雄、田辺繁子、中鉢正美、中村弘、戸谷舎人、◎長沼弘毅、西丸弘子(五十音

順、◎は会長)

35. 9.29 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する中間報告」
36. 4.12 労働基準局長通達
「家内労働に関する行政措置の実施について」
- 40.12.22 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「わが国家内労働の現状に関する報告」
「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」
41. 3. 2 労働基準局長通達
「家内労働行政の推進について」
6. 8 労働省設置法の一部改正（家内労働審議会の設置）
- 6.27 家内労働審議会設置
（委員）飯田勝彦、五十嵐昭夫、○石川吉右衛門、磯部喜一、伊藤美佐雄（43.5.24就任）、氏原正治郎、蛭谷武弘、勝木新次、小森淑子、佐々木秀一（43.2.14辞任）、佐藤文男（43.5.24辞任）、鈴木秀明、武山泰雄、中鉢正美、土田哲治良、富沢輝雄、◎長沼弘毅、丹羽昇、久村晋（43.5.24就任）、本間熊蔵、馬淵勝美（43.5.24辞任）、吉田要三（43.2.14就任）、丸岡秀子
（特別委員）通商産業省中小企業庁計画部長、厚生省社会局長、経済企画庁国民生活局長（五十音順、◎は会長、○は起草委員長）
41. 7.25 家内労働審議室の設置（労働省訓令第10号）

42. 7.28 労働基準局長通達
「家内労働行政の積極的推進について」
- 3.19 家内労働審議会小委員会 会長 長沼弘毅
委員長 石川吉右衛門
「家内労働法制検討上の問題点」に関する報告
- 12.22 家内労働審議会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する答申」
「家内労働者に対する税制の改善」建議
「労働者災害補償保険制度の適用の検討」要望
44. 3.25 家内労働法案の国会提出（第61回国会）
8. 5 同法案国会終了とともに審議未了により廃案
- 8.27 労災保険審議会 会長 近藤文二
「労働者災害補償保険制度の改善についての建議」（家内労働者の特別加入）
10. 1 家内労働関係実態調査
～11.30
45. 2.17 家内労働法案の国会提出（第63回国会）
5. 8 家内労働法の成立（法律第60号）
- 5.30 家内労働法の施行期日を定める政令（政令第149号）
家内労働審議会令（政令第150号）
45. 6. 1 家内労働法の一部施行（審議機関など）
家内労働室の設置（家内労働審議室の廃止）
（労働省訓令第9号）
8. 3 中央家内労働審議会設置
公益を代表する委員

○石川吉右衛門、江上フジ、江幡清、勝木新次、並木正吉、◎峯村光郎

家内労働者を代表する委員

岩田国夫、小口賢三、小森淑子、久村晋、本間熊蔵、山本まき子

委託者を代表する委員

五十嵐昭夫、十場久三郎、富沢輝雄、丹羽昇、藤井与三二、吉田要三（45.12.28辞任）、大塚栄一（45.12.28就任）

特別委員

経済企画庁国民生活局長、厚生省社会局長、中小企業庁計画部長

（五十音順、◎は会長、○は会長代理）

9.29 労働者災害補償保険法施行規則改正

家内労働者労災保険特別加入制度の設置（労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（労働省令第22号・第46条の18第3号イ～ニの作業））

9.30 家内労働法施行規則制定（労働省令第23号）

10. 1 家内労働法の全面施行

46. 5.21 家内労働旬間の実施（第1回）

～5.31

47. 7.15 中央家内労働審議会小委員会

委員長 石川吉右衛門

「家内労働者の税制に関する報告」

7.17 中央家内労働審議会 会長 峯村光郎

- 「家内労働者の税制に関する建議」
48. 4.12 家内労働審議会令改正（政令第62号）
49. 3.23 労働者災害補償保険法施行規則改正（労働省令第
6号・第46条の18第3号のホの作業追加）
50. 8. 8 中央家内労働審議会小委員会
委員長 峯村光郎
- 「家内労働の問題点に関する報告」
51. 2.16 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
- 「家内労働手帳の普及に関する報告」
52. 4. 4 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
- 「最低工賃制度に関する報告」
53. 8. 7 家内労働法施行規則改正（労働省令第32号）
54. 4.25 家内労働法施行規則改正（労働省令第18号）
- 4.25 労働安全衛生規則改正（労働省令第18号）
- 12.12 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
- 「家内労働者の安全衛生に関する報告」
- 55.10.11 家内労働法施行10周年特別家内労働旬間の実施
～10.20
- 55.11.19 中央家内労働審議会 会長 石川吉右衛門
- 「家内労働者の税制に関する要望」
56. 4. 1 労働者災害補償保険法施行規則改正（労働省令第
8号・第46条の18第3号への作業追加）
57. 1.21 「インチャ内職の被害防止キャンペーン」を実施

～1.31

57. 7. 27 中央家内労働審議会小委員会

委員長 樋口弘其

「最低工賃の新設・改正の促進に関する報告」

59. 6. 22 労働省組織令改正（政令第212号）

（労働省内部部局再編成により家内労働関係事務婦人局婦人労働課所掌）

60. 11. 20 中央家内労働審議会 会長 有泉 亨

「家内労働者に対する税制改善に関する要望」

平成元. 5. 24 在宅就業問題研究会設置

座長 高橋久子

2. 2. 8 「在宅就業問題研究会（第1次）報告について」

4. 7. 1 厚生省組織令改正（政令第211号）

（社会局長→社会・援護局長、特別委員の役職名変更）

(参考) 3 伝票式家内労働手帳のモデル様式

伝票式家内労働手帳
様式第 1

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名	㊞		
	性別		生年月日			営業所	名称		
	住所						所在地	㊞	
補助者	氏名		性別	生年月日	代理人	氏名	㊞		
						住所	㊞		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。

なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の 支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅 ロ グループリーダー宅 ハ 委託者の営業所 ニ その他()	
	支払期日	イ 毎月 日締め、(同月) 日払い ロ 納品の都度払い ハ その他()	
	通貨以外の もので支払う 場合の方法		
物品の受渡し 場所	イ 家内労働者宅 ロ グループリーダー宅 ハ 委託者の営業所 ニ その他()		
不良品の取扱い に関する定め (検査日に関する定め)			
備考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存して下さい。

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____	注文伝票	平成 年 月 日
殿	委託者	
品名	数量	単価
納期	備考	
工賃支払期日 平成 年 月 日付け「基本委託条件の通知」による。		
(注) 記入した日から2年間保存して下さい。		

(使用上の注意)

- 業務を委託するつと使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
- 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつと、その品名、数量及び引渡しの日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____	受入伝票	平成 年 月 日
殿	委託者	
品名	数量	単価
金額	製品の受領印	備考
合 計		
月 日 締切分	果 計 金 額	備 考
(注) 記入した日から2年間保存して下さい。		

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつと、使用するものとし、

- 納品のつと工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。